

平成30年第3回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第4号
受 理 年 月 日	平成30年8月22日
件 名	子ども・子育て支援事業（北本市立中央保育所建て替え延期など）の周知に関する請願
請願者の住所 及び氏名	井野千広 他444人
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	金子真理子

【請願趣旨】

平成28年度、公立保育所再編基本方針が発表される前に、公立保育所利用の有無や世代にかかわらず、動向を気にかけて多くの北本市民や所縁のある方々が、説明会に多数お集まりになっていた姿を今でも鮮明に思い出します。

その後建て替え延期を知ったのは、公立保育所父母の会連合会と、こども課執行部とのメールのやりとりによるものでしたが、北本市ホームページのパブリックコメント回答欄に、延期についての言及が公開されているとだけ説明を受け（現在ホームページからは確認できず）、はっきりと延期決定の通知を受け取ったのは、平成30年度入所申請時において、誓約書（建て替えに伴う転園についての同意）に署名をした限られたご家庭のみでした。

平成30年3月に公立保育所父母の会連合会が実施した、公立保育所を利用する全世帯に向けたアンケートの結果によると、「決める前に説明してほしい」および「説明がないことを腹立たしく感じる」が、全体の約9割を占めていました。

今回の一方的な延期の決定は、子ども・子育て支援法第61条の7にあたるもので、子ども・子育て会議において審議が必要な内容に該当するものと認識しています。これは、子ども・子育て会議の委員間で同様の意見が出ていました。

また、平成30年度の公立栄保育所0歳児の募集停止に関しても同様に、周知がないまま申請時に初めて受付不可を知らされるという状況でした。

私ども市民は、新庁舎建て替えなど、返済を余儀なくされる財政状態も少なからず理解しています。

しかし利用者としては、生活に大きく関わってくる問題ゆえ周知を望むのは当然のことなのです。

現状では市民が自ら注視していたとしても、なかなか情報を得ることが困難です。

決定した事業や、変更が確定した内容に関してだけで結構ですので、オープンに市民の知る権利を満たしていただきたいと強く要望します。

必要な情報を得ることができ、オープンに意見を発することができる開示を何卒よろしくお願い申し上げます。

**【請願事項】**

- 1 公立中央保育所建て替え延期や、公立栄保育所の0歳児受け入れ人数の変更など、子ども・子育て支援事業において決定した事項に関しては、広報やSNS、ホームページ上や文書などで、全市民が速やかに知ることができる周知を行ってください
- 2 子ども・子育て支援事業において、今回の公立中央保育所建て替えなど、さまざまな角度から熟考が必要な事業および変更が生じた事業については、子ども・子育て会議において活発な審議を行ってください
- 3 子ども・子育て支援事業において、熟考が必要な事業および変更が生じた事業については、積極的にパブリックコメントを活用し、全市民が平等に発言ができるように調べやすく参加しやすい開示方法を配慮してください